

○議長（小野 稔君）

時間前ですけれども、おはようございます。

皆さんもご承知のとおり、台風十四号がこのまま行くと青森県には直接来るような感じはありますけれども、心配ですけれども、これは自然の成り行きでどうもなりませんけれども皆さんも注意していただきたいと思います。

それでは、ただいまの出席議員数は十三名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、諸般の報告を行います。

九月十五日付で今定例会に議案が一件追加提案されたため、お手元に配付のとおり同日付で受理したので報告いたします。

日程第二、議案第五十号を追加上程し、町長から追加議案の提案理由の説明を求めます。平田町長。

○町長（平田博幸君）

改めまして、皆さんおはようございます。

それでは、本日追加提案いたしました議案一件の概要についてご説明申し上げます。

議案第五十号工事の請負契約の件。本件は、旧弘前実業高校藤崎校舎体育館施設整備工事を行うための請負契約の締結について議会の議決を求めるものであります。また、契約業者につきましては、業者による指名競争入札の結果、株式会社三浦組に決定したものであります。

なお、工期は令和五年三月三十一日までとなっております。

以上、追加提案議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴いご質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと存じます。何とぞご慎重ご審議の上、議案のとおりご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小野 稔君）

日程第三、発議第三号西十和田トンネル（仮称）の早期建設を求める意見書案を議題とします。

お諮りします。

発議第三号は、質疑並びに討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、趣旨説明を行います。発議第三号提出議案から趣旨説明を求めます。

暫時休憩します。

休 憩 午前十時一分

---

再 開 午前十時二分

○議長（小野 稔君）

会議を再開します。三上議員。

○二番（三上道人君）

この西十和田トンネルの早期建設を求める意見書。この国道四百五十四号は、青森県大鰐町から青森県平川市小国地区に至り、さらに国道百二号との重複区間である青森県平川市温川地区、秋田県小坂町滝ノ沢地区を経て青森県八戸市に至る大部分が山岳地域の一般国道であります。

この区間は、東北縦貫自動車道弘前線と八戸線の連絡道の役割を担っているほか、北海道新幹線新青森・新函館北斗間が開業となった今日では、国際的観光地である十和田・八幡平圏域への観光ルートとして、ますます重要な役割を担う路線であり、また、さらに青森県、秋田県にまたがる十和田湖南西地域の山間部における災害時の避難路としても非常に重要な役割も兼ね備えています。

しかしながら、この路線は特別豪雪地帯に位置しており、特に青森県平川市温川地区から秋田県小坂町滝ノ沢地区までの区間は、毎年十一月から翌年にかけて四か月余り冬季閉鎖され、物流に不便を来しているだけでなく、冬季観光ルートプランニングや災害時の避難、救援物資等の輸送におけるマイナス要因となっております。本区間のトンネル整備は、周辺自治体及び住民の切なる願いとなっております。

よって、藤崎町議会は、国土の均衡ある発展のためにも西十和田トンネルの早期建設を強く要望するものであります。

○議長（小野 稔君）

趣旨説明が終わりました。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本発議に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

本意見書は、西十和田トンネルの早期建設を求める意見書となっております。一つは、最後に周辺自治体及び住民の切実な願いとなっていると意見書では記載されております。しかし、私は今日の状況から見れば、一つは、一回ぐらい二回ぐらい休んでも何ら問題はないんじゃないのかなど。今日、豪雨災害、これに対するあるいはJRの輸送路、JR全域にわたって、青森県全域にわたって様々な被害を生まれておりますので、そのためにもそういう道路の復旧、JRの復旧など全力を挙げて地域としても取り組むべきだと思っております。住民の切実な願いとなっているとは、私は思いません。むしろ、現在は既存のトンネルや道路のメンテナンスこそ大事な時代になっているのではないかと思っております。

三つ目の冬季観光のプランニングのことですけれども、確かに支障はあるのかもしれませんが、むしろそれを逆手に取るぐらいの観光開発のプランニングをしていくことこそ求められているのではないかと思いますので、本早期建設を求める意見書に賛同できません。残念ながら賛同できません。

○議長（小野 稔君）

次に、本発議に賛成者の発言を許します。三上議員。

○二番（三上道人君）

私はこの意見書に賛成するものであります。

先ほども述べましたとおり、本当にこのルートは重要なルートであります。また本当に早期、これは何度も意見書を出させてもらってます。なかなか前に進んでおりません。本当に地域住民、先ほどそういう意見が本当にあるの

かとありましたけれども、やっぱり地域住民、私たちはちょっと距離離れますけれども、やっぱり地域住民にとっては本当に切実な願いであり、早期に工事していただきたい案件であると強く認識しております。どうか皆さん賛同の上、採択お願いいたします。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから、発議第三号を採決します。この採決は起立によって行います。

発議第三号を原案のとおり決することに賛成の方は起立お願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって、発議第三号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取扱いについては本職に一任願います。

日程第四、報告第十六号令和三年度藤崎町健全化判断比率の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十六号を終わります。

日程第五、報告第十七号令和三年度藤崎町資金不足比率の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十七号を終わります。

日程第六、議案第三十五号藤崎町犯罪被害者等支援条例案を議題とします。

これから質疑を行います。五十嵐 忍議員。

○四番（五十嵐 忍君）

藤崎町犯罪被害者等支援条例案について。社会的に今求められてることをこういうふうに通で条例を作成するということに関しては大変評価しているものであります。この相談窓口はどこになるのか。それから、条例案を見ますと、経済的負担の軽減、日常生活の支援とありますが、その具体的な支援はどういうふうを考えているのか。そこをお尋ねします。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

お答えいたします。

まず窓口に関しては、福祉課福祉係が窓口になります。福祉係です。

まず経済的支援に関しましては、遺族の方のお見舞金、それから重傷病見舞金、それから転居費用、それから心理相談料、こういったものを助成していくと考えてございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。五十嵐議員。

○四番（五十嵐 忍君）

相談の窓口が福祉課ということでしたが、例えば性犯罪を受けていたり、あるいは家庭内暴力とかで傷ついている方が、要はその支援相談に訪れることもあるかと思うんですが、支援相談を受けるほうのカウンセリング力といたしますか、そういうものがないと心ない言葉で、また二次被害といたしますか、そういうことを受けることもあるかと思しますので、窓口を担当する福祉課の職員に対するカウンセリング力、あるいは聞く力、傾聴力とかの教育はどのようにしていくお考えでしょうか。

○議長（小野 稔君）

福祉課長。

○福祉課長（葛西昭仁君）

対応する職員に関しましては、福祉係の職員、それから保健師を想定してございます。医療的なものとか身体的なものを病んでる場合は、従前から保健師がいろいろ対応できてございます。あと今ちょっと言葉出ましたDVとか虐待とかそういったことに関しまして、虐待いろいろございます。老人、障害、それからDV、そういったものに関しても、それぞれ従前から福祉係では常日頃対応しておりますので、その辺はある程度訓練させてるかと考えてございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十五号を採決します。

議案第三十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三十五号は原案のとおり可決されました。

日程第七、議案第三十六号藤崎町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十六号を採決します。

議案第三十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三十六号は原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第三十七号弘前地区交通安全対策会議を共同設置する地方公共団体の数の増加及び弘前地区交通安全対策会議規約の一部を変更について議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十七号を採決します。

議案第三十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十七号は原案のとおり可決されました。

日程第九、議案第三十八号令和四年度藤崎町一般会計補正予算（第五回）

案を議題とします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ページ数は十七ページなんですけれども、十七ページといいますのは農業振興費であります。農業振興費の中で、機構集積協力金交付事業費交付金の返還金五十万円ほど計上されておるんですけれども、これはどのような計数なのかという、どういう内容なのかということですね。お分かりでしたら、説明を加えていただきたいのですけれども。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（館田康彦君）

お答えいたします。

こちらの返還金につきましては、平成二十八年十月に機構集積協力金として五十万円が支払われたものであります。中間管理機構の契約が全て解除され、合意解約契約により機構の交付要綱に満たさないものでありますので、全額五十万円が返還金となります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

平成二十八年に契約して機構集積協力金を、これは一人なり一件について何か契約に適合しない状態だから全部これについては返したんですというような理解で受け止めたんですけれども、そうしますと、二十八年からといえ七年も何ぼもたってるような気がするんですけれども、その辺はどのような取扱いでこうなっちゃったんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（館田康彦君）

契約そのものは十年間の契約となっておりまして、今回、途中であります合意解約によるもので、それに伴う返還金となります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

関連して、お分かりでしたら説明していただきたいんですけれども。私の知り合いでも、今のことなんですけれども解約返戻金というような。農地をやろうとしたけれども、その人は心臓を患ってもう三年ぐらいでやれなくなったというような事例もあったんですけれども、そういう場合も、じゃ、お金は全部返すというようなことなんですか。それとも七年、五年たつてれば全額返還が原則なんですか。その辺どういうふうな、現状は取扱いになっていらっしゃるんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

農政課長。

○農政課長農委事務局長併任（館田康彦君）

病気とか、そういった理由はいろいろあると思うんですけれども、契約されている土地が全て中間管理の賃貸借のほうに属さないことになると全て返還金として返すことになります。一部返還というのは、その方が、一応、もともと契約されている方がリタイアしたとか経営転換が行いまして、五十%、一部売買したとかとなつて、五十%がまだ契約されているとかとなれば一部返還金という形になるんですけれども、今回みたいな全てのものの中間管理の契約が満たされないということになれば全額返還理由が問われ、全額返還ということになります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

この件に関しては、農業委員長に併せてお聞きいたします。

農業委員長、地域でのりんご園の利用集積だとか、そういう様々な点でご苦労なさっていると思っているんですけれども、こういう集約すれば支援金を出すというようなシステム、あるいは、昔であれば、農地利用増進だとか

そういうのに乗っかれば補助金なりそういうのを出す。現在においては、年間百二十万円でも三十万円でもきちんと営業手続をやれば出るとかとなっているんですけども、現場サイドから見てどんな保有支援制度や返還、逆に言えば返還制度というものをどういうふうに現場サイド、農業委員会サイドとしては見ていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小野 稔君）

農業委員会会長。

○農業委員会会長（安原義太郎君）

ただいまのご意見に関しましては、例年、県とか国とかいろいろな法的あれがありますので、詳しいことはよく存じておりませんが、我々の農業委員会としても、こういうものは中間機構はどんどん使って、耕作放棄地やら、それから遊休農地、それらに関しても我々は一生懸命になってこれを国に合わせてやっていきたいと思っております。しかしながら、浅利議員が今申し上げたことは、ただ、藤崎町においても、非常にそういう補助事業に対して取り組んでいても、実際問題として非常に、ジャングルといいますか、雑木林とか、そういう地形の悪いそういう面も出てきますので、我々農業委員会としても、そういう中間管理機構に対してはいろいろ協力はしておりますが、詳しいことについては私どもはまだまだ勉強しなければならないと、そう思っているところでございます。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

ページ数は二十ページです。藤崎中学校テニスコート整備工事費として六百四十万円ほど計上されておるんです。私は、民生教育常任委員会というか、常任委員会でもこの問題についての再度の説明を求め、横山委員長の裁量で追加説明会を聞いたんですけれども、全体の認識にするためにも再度質問するところでもあります。

それで、常任委員会的时候は、もうちゃんと十年、二十年ももつように暗渠排水をやった工事をやるべきじゃねえかというような話が大勢であったというか、そういう状況だったんですけれども、追加説明会の中で担当課と教

育長も参加していただいて、必ずしも暗渠排水型の工事でなくてもいいんじゃないのかというようなことだと私は受け止めました。

それで、私がお聞きしたいのは、工事の概略、工事の内容も示されておるんですけども、その中でテニスコート、早い話が凸凹を解消するという、整地をしてきちんとやるということ。それから、テニスコートフェンス下の土砂撤去となっているんですけども、土砂等々も土砂も撤去しなきゃならないけれども、フェンスの外側といいますか、その辺一メートルでも五十センチでもいいですから草も剥ぎ取るというか、そういう作業が必要なのではないかと思っておるんですけども、その点は、防球フェンスの外側も含めて、フェンスの下も含めて、外側も含めて剥ぎ取り工事なり、この土木用語では土砂撤去、土砂じゃなくて雑草そのものがおがっているところがあるわけです。その辺の工事をきちんとやるんだというようなことの理解でよろしいんですか。その辺は、どういうふうに思っていらっしゃるんでしょうか。

○議長（小野 稔君）

学務課長。

○学務課長 学校給食センター所長兼務（佐藤康文君）

今委員おっしゃったように、テニスコートの柵の下だけではなくて、昨日も説明させていただいたとおり、テニスコートからグラウンド側に水が流れるというのが基本的なつくりになってございますので、水が流れるように、そのフェンス周辺の土砂の撤去も考えてございます。

以上です。

○議長（小野 稔君）

横山議員。

○十一番（横山哲英君）

今のテニスコートに関してですけども、昨日は大変ありがとうございました、説明。いや、大方の昨日参加していただいた議員の皆様は、いや、撤去した後、いや、ちょっと変更でもいいから、大方の意見ですよ。変更でもいいから下のほうにまた雑草生えないようにコンクリートとかそういうのをぜひ検討してほしいということでしたので、何とか全員の気持ちを酌んで、そのように工事していただきたいと思いますけれども、教育長、一言お願い

します。

○議長（小野 稔君）

教育長。

○教育長（羽賀義易君）

まずは、昨日、決算特別委員会後、お昼を過ぎた時間に議員の皆様にお集まりいただいて説明する機会を設けていただいたことに感謝申し上げます。ありがとうございました。

今、横山議員から話されたように、私ども、当初は表面排水で原状復帰するという考えでおりましたが、昨日、その説明会の中で議員の皆様からさらに案をいただきましたので、そのことも十分考慮しながら工事をしたいと考えております。本当にありがとうございました。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。相馬議員。

○十番（相馬勝治君）

同じことを繰り返すようですが、常任委員会の説明ですね。六百万円の補正が出てきたということで、当然、図面等が出てこなければならないんですよ。だって、この担当課では、六百万円のテニスコートを整備するから六百万円の補正を出しましたよと。図面も何も手にしないから昨日のような事態が起きたと私は思いますよ。とにかく、当然事業をするからには図面等などの書類、最低限、私は提出してほしいと思っております。これは昨日の件ばかりではありません。総務部もしかり、様々な予算を提示するに当たって、ぜひ最低限の書類は、私は提出してもらいたいと。前にもちょっとあったんですけれども。町長、やっぱしそういう教育というのは、長がもうちょっとしっかりしないと困るんですよ、はっきり言って。公金を使うんですから。その辺のところを、これから補正及び予算にあたって、どういう指導方法でやっていくのか、ちょっとお伺いします。

○議長（小野 稔君）

平田町長。

○町長（平田博幸君）

議員各位の皆様に対しては、私の指導不足でちょっと不快な思いをさせて

いる点もあったかと、そう思っております。

学務課では、学校側の要望をへて、いわゆるこれからだんだんだんだんスポーツは秋に向かってだんだんオフになっていきますけれども、来春、いわゆる雪消えたとき、すぐ新人戦やらあるいは大会に向けて直してあげたいというのが教育委員会学務課の意向だと、そう思っております。十分少ない予算であっても、いわゆる藤崎町には技師が四、五人、五人程度いると思いますので、全て全て外注委託でなく、その人たちの技量をお借りしながらでも、やっぱり図面を作って議員の皆さんに提示すると。これ、基本的なことです。よって、私が細かく指導することではなくて、やっぱり課長の皆さんがしっかりそういう認識を持って業務を遂行していくというのが肝要だと、そう思っております。たまに雷を落とすときもあります。例えば、昨日の建設課の件でも、今日も課長が呼ばれていろいろご指導を受けたところもあります。全て全て私が目配りして気配りして、細かいことも一つ一つ点検すればいいんだけど、なかなか全てまで届かないので、やっぱり課長の皆さんの力量を、全課の職員にわたって指導、そして、いわゆるパワーアップできるような人材育成もしながらやっていきたいと、そう思っております。

○議長（小野 稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十八号を採決します。

議案第三十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三十八号は原案のとおり可決されました。

日程第十、議案第三十九号令和四年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十九号を採決します。

議案第三十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第三十九号は原案のとおり可決されました。

日程第十一、議案第四十号令和四年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十号を採決します。

議案第四十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第四十号は原案のとおり可決されました。

日程第十二、議案第四十一号令和四年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十一号を採決します。

議案第四十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第四十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十三、議案第四十二号令和四年度藤崎町水道事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十二号を採決します。

議案第四十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第四十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十四、議案第四十三号令和四年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第二回）案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第四十三号を採決します。

議案第四十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第四十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十五、決算特別委員会報告を議題とします。

お諮りします。

本件は、議員全員で構成する委員会の審議であり、委員長から報告が提出され、お手元に配付しているとおりであります。委員長報告は、会議規則第三十九条第三項の規定により省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、委員長報告は省略することに決定いたしました。

次に、令和三年度各会計の歳入歳出決算の議案第四十四号から議案第四十九号までは、議員全員による決算特別委員会で審議いたしましたので、説明、質疑及び討論を省略し、採決いたします。

日程第十六、議案第四十四号令和三年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

いや、決して時間の無駄ではございません。

令和三年度一般会計決算認定に賛成できません。

令和三年度の一般会計の支出済総額は八十六億三千万円余であります、その多くは町民の暮らし、福祉、教育、そして、コロナ対策対応などの予算執行であり、予算執行に当たった担当課に、関係者に感謝もし、評価もしているところでもあります。しかしながら、本決算認定に当たって、以下の主な理由から賛成できません。

一つは、現在、私たち日本経済、日本国民においても、十%の消費税増税、そしてコロナ対策、コロナ対応、そしてロシアのウクライナの侵略戦争、かけて加えて、原材料高、そして円安、このような四重苦とも言われるような状況で置かれております。本令和三年度決算については、消費税十%に対応した予算であり是正すべきだということでもあります。

二つ目は、旧実業藤崎校舎活用基本計画策定業務として四百万円余が計上されて執行されておりますが、基本計画が示されているアクアポニックス農業や校舎でのキノコの栽培などに賛同できません。将来的な財政負担の問題も考えていくべきだということを指摘しておきたいと思えます。

三つ目は、歳入の原子力施設立地対策助成金二千万円余の、原燃からのこのような予算のばらまきのようなことは中止し卒業すべきだというような理由から、本決算認定に同意できないものであります。

以上で終わります。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。奈良議員。

○五番（奈良完治君）

議案第四十四号に賛成するものであります。

令和三年度藤崎町一般会計歳入歳出決算は、歳入八十八億六千六百六十二万円余りにおいて、歳入の根源である町税をはじめとする地方交付税や国県支出金など堅実に歳入を確保し、歳出八十六億三千六百十四万円余りにおいて、厳しい財政環境の中、町民が主役の活力あるまちづくりの実現に向け、福祉水準の維持と教育の充実、さらには新型コロナウイルス感染症に関連する拡大防止や新生活様式などに対応した地方創生を図るため、限られた財源を有効に活用し、各種事業を展開してきた努力の結晶であり、大変評価されるものであります。

事業の主なものとしたしましては、経年劣化した巡回バスの更新、藤崎中央小学校の大規模改造工事や消防活動に欠かせない小型動力ポンプ付積載車の購入など、福祉、学校教育、そして安全安心な生活の向上に直結する多くの事業が実施されております。また、新型コロナウイルス関連につきましても、感染予防対策や地域経済や住民生活への支援策として町民の命と生活を守る事業を展開したことで、町民に大きな希望を与えてくれたものと思うものであります。

どうか今後におかれましても、みんなで築く希望に満ちた活力あふれるまち、藤崎を目指し、町民をはじめ町外の方々からも愛されるまちとして、今まで以上にしっかりと行政運営をお願いいたしまして、議案第四十四号令和三年度藤崎町一般会計歳入歳出決算の認定を求めるの件に強く賛成するものであります。

○議長（小野 稔君）

ほかに。ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第四十四号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第四十四号は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって議案第四十四号は、認定することに決定いたしました。

日程第十七、議案第四十五号令和三年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって本案は認定することに決定いたしました。

日程第十八、議案第四十六号令和三年度藤崎町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって本案は認定することに決定いたしました。

日程第十九、議案第四十七号令和三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件を議題とします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議がありますので、討論を行います。

まず、原案に対する反対者の意見を許します。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

令和三年度藤崎町介護保険特別会計の認定に賛成できません。反対であります。

その理由は、一つは保険料負担の軽減措置をさらに講ずべきだという理由からであります。そのためにも、国庫負担率をさらに五％程度引き上げる措置を講ずべきだということからであります。

二つ目は、保険料負担の問題でございます。保険料負担の基準、現在、九段階でありますけれども、少なくとも他市などで実施している十三段階以上の保険料負担の基準を設けてやるべきだというようなことでございます。

三つ目は、コロナの中で大変な福祉施設などで苦勞しております訪問介護やヘルパーなどの報酬をさらに引き上げるべきだと、引き上げる措置を講ずべきだというような点から本介護保険特別会計の認定に賛成できないものであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。石澤議員。

○一番（石澤貴幸君）

私は、議案第四十七号令和三年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計歳入歳出決算の認定を求めるの件について、賛成するものであります。

本決算は歳入歳出ベースで昨年度とほぼ同額で、介護を必要とする方々への保険給付費が第八期事業計画の範囲内でおおむね適正に推移していると認められるものであります。また、平成二十八年度から始まった介護予防日常生活支援総合事業が介護予防の取組として町民に浸透していることや、令和二年度からの後期高齢者に対する保健事業と介護予防事業の一体的実施も積極的に取り組んでいることは高く評価でき、総じて本会計が適正に処理されていることから議案第四十七号に賛成するものであります。

以上です。

○議長（小野 稔君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第四十七号を採決します。この採決は起立によって行います。

議案第四十七号は原案のとおり認定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

起立多数であります。よって議案第四十七号は認定することに決定いたしました。

日程第二十、議案第四十八号令和三年度藤崎町水道事業会計決算の認定を求めるのを議題とします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。

本案は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十一、議案第四十九号令和三年度藤崎町下水道事業会計決算の認定を求めるのを議題とします。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は認定とするものです。

本案は委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって本案は認定することに決定いたしました。

日程第二十二、議案第五十号工事の請負契約の件（議事日程の追加）を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第五十号を採決します。

議案第五十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって議案第五十号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、陳情第七号園や学校生活における、マスク着用が困難な子

どもの人権を守ることおよび過剰な感染対策の見直しを求める陳情書を議題とします。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は不採択です。本案は質疑討論を省略し、採決したいと思いますがご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。

これから本案を採決します。

この採決は起立によって行います。

陳情第七号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（小野 稔君）

賛成多数であります。よって、陳情第七号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第二十四、議員派遣結果報告を求めます。

石澤貴幸議員から報告をお願いします。

○一番（石澤貴幸君）

それでは、参加議員を代表しまして、私から大型行政視察研修の報告をさせていただきます。

去る七月二十一日から二十三日にかけて、新潟県長岡市において「市民協働・交流複合施設の先進事例視察について」と、「弘実旧校舎跡地の利活用に関するアクアポニックス農法（養殖と水耕栽培による循環型農業）の設備見学について」をテーマに行政視察を行いましたので報告いたします。

一日目。市役所とアリーナ、ホール、屋根つき広場が一体となった巨大な複合施設のアオーレ長岡を視察しました。

まず着いての感想は、外観が木のぬくもりを感じさせる市松模様の圧巻の大きさ、空間、デザインで、到底市役所とは思えない全貌に圧倒されました。総事業費は百三十一億円、敷地面積は一万四千九百三十八平方メートル。ア

オーレとは新潟の方言で会いましょうの意味のことで、その名のとおり、人々が出会い、生き生きと活動する交流の拠点でした。東棟と西棟に分かれたその間に、ナカドマと呼ばれる屋根つき広場があるのが特徴で、ここも市民の交流と憩いの場となっていました。ここには露店も見られ、待ち合わせやちょっとした会合、打合せも十分なロケーションです。また、議会をもっと身近に感じてほしいという理由で西棟の一階に議場があり、このナカドマからガラス越しに見ることができます。各施設の一般利用は基本無料で、行政主導のイベントはもちろん、ナカドマでの結婚式、コンサート、飲食、販売など、ルールをつくらない自由度の高い運営を実現し、施設全ての平均稼働率は八十%を超えていました。コロナ前の年間利用者数は百三十万人で、市民一人当たり年五回は利用している計算となります。これが付近の集客力につながることで、駅前中心市街地の復活に大きく貢献しているとの説明でした。一方、年間五億円から六億円の維持費などの課題もあり、利用料を無料ではなく受益者負担にしてもいいのではないかという意見を交わしました。アオーレ長岡の完成を機に、行政サービスの見直し、身近な手続をワンフロアに集約したワンストップサービスを年中無休で提供していました。行政もサービスで応える中身もすばらしい施設でした。

二日目。アクアポニックス農場を経営する株式会社プラントフォームを視察しました。地球は水にあふれていますが、人々が生活や農業に使用できる淡水はたったの〇・〇二%です。SDGsの観点からも注目されている養殖と水耕栽培による循環型農業が、旧藤崎校舎跡地の利活用候補として実際いかなるものか視察しました。

まず、こちらのプラントは大きさが一千平方メートル、約三百坪で、豪雪地帯でも雪が積もらないように屋根が急勾配に設計された三角屋根のビニールハウスでした。中は、養殖エリア、育苗室、植物栽培エリア、作業エリア、これらで構成され、この規模の初期費用は約一億三千万円との説明でした。

こちらの養殖エリアでは、水温管理がしやすいとの理由でチョウザメを約六百匹飼育しており、キャビアの出荷で年間二千万円の収入を見込んでいるそうです。植物栽培エリアでは、レタス、紫レタス、クレソン、エディブルフラワーを育て、年間の農産物販売収入も二千万円を見込んでいます。これ

らを社員三名、女性パートスタッフ七名の計十名で運営していました。

所感として、四、五年の飼育期間を要するチョウザメは、高く売れるが気の抜けない飼育が求められるハイリスクハイリターンでベンチャー的な印象があります。長い堅実な運営を目標に魚類の選択をするべきだと思いました。また、冬の寒さ対策に高額な燃料費がかかると予想していましたが、冬でも電気代は月二十万円程度ということで、これぐらいで抑えられる工夫と技術を習うことも重要だと感じました。

野菜の出荷に関しては、アクアポニックスの無農薬・無化学肥料の付加価値が評価され、特にスーパー大手のイオンが支持して、着実に顧客を増やしているとのことでした。根がついたまま販売するので、新鮮さが長もちすることが好評なようでした。実際、紫と緑のレタス類をミックスしたフィッシュベジ、こちら二百円をお土産で頂きましたが、それを帰ってわざと二、三日冷蔵で保存しても鮮度は保たれたままでした。食しても水耕栽培の違和感はなく、新鮮でおいしいと感じました。この商品の付加価値を考えると二百円は安いと感じるほどで、近くで売られていたら買ってリピートしたいとも思いました。食彩テラスで一年中販売されることを想像すると、とても魅力的な商品であると私は感じました。

全体を通して、同じ雪国でもさほど問題もなく経営できることが確認できました。各議員も終始積極的に質問し、これからの議論の準備となる有意義な研修となりました。

以上、報告といたします。

○議長（小野 稔君）

日程第二十五、常任委員会報告を議題とします。

総務産業常任委員会から報告をお願いします。

総務産業常任委員会五十嵐 忍委員長。

○総務産業常任委員長（五十嵐 忍君）

総務産業常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告申し上げます。

去る七月五日、常任委員会を開催し、「水道事業」「公共下水道事業」及び「農業集落排水事業」に関することの中の「公共下水道事業」について集

中審議し、三千石堰整備事業の現地視察も併せて実施いたしました。

この三千石堰整備事業は、大雨などによる住宅への浸水被害などを防止するために実施した事業であり、総延長が二・三キロメートル、事業期間が平成二十七年度から令和四年度までの八年間の継続事業で、総事業費が十四億一千六百九十万円となるものです。

事業の最終年度である今年度の工事予定は、幹線が二工区で百八・五メートル、枝線が二工区で二百六十六・八五メートル、事業費は一億四千六百八十万円であります。

今年度の工事予定箇所である除雪センター付近を視察したところ、入札が終了している箇所については安全に配慮しながら順調に工事が進んでいる状況であり、年度内に事業が完了する計画を確認し委員会を終了しました。

以上、総務産業常任委員会報告といたします。

○議長（小野 稔君）

次に、民生教育常任委員会から報告をお願いします。

民生教育常任委員会横山哲英委員長。

○民生教育常任委員長（横山哲英君）

民生教育常任委員会より、閉会中の所管事務調査の件についてご報告を申し上げます。

去る七月十二日、常任委員会を開催し、「小・中学校に関すること」「学校給食に関すること」について集中審議し、電子黒板の利用状況及び学校給食センターの現地視察も併せて実施いたしました。

藤崎中央小学校において三年生から六年生までの授業を視察したところ、各教室に電子黒板が設置されたことにより、機器の移動や接続の手間が省けるほか、電子黒板へパソコンからの資料などの情報が大きく映し出すことができ、デジタル教科書と併用して授業を行うことで大変効果的で分かりやすいとのことでありました。

また、学校給食センターでは給食の試食を行い、小学校、中学校の給食の量や種類の違い、食材の内容などを確認しました。子供たちの食物アレルギーに対して、家庭・学校・医師・給食センターが連携し、面談も行って確認しているという取組について、子供たちが安心して給食を食べられるように

今後も継続してほしいということを要望し、委員会を終了しました。

以上、民生教育常任委員会報告といたします。

○議長（小野 稔君）

日程第二十六、議会改革特別委員会報告を議題とします。

議会改革特別委員会から報告をお願いします。

議会改革特別委員会奈良岡文英委員長。

○議会改革特別委員長（奈良岡文英君）

議会改革特別委員会より、協議した内容について報告いたします。

去る八月二十三日に第十一回議会改革特別委員会を開催し、「町議会基本条例に関すること」「議員定数に関すること」「議員報酬に関すること」及び「その他議会改革に関すること」について協議いたしました。

「町議会基本条例に関すること」につきましても、特別委員会の条例案が確定しましたのでパブリックコメントを実施するとともに、町民と語る会において町民の意見を伺い、年度内の条例制定を予定しております。

「議員定数に関すること」につきましても、「協議の中で定数を減らす意見として、議員一人当たりに対する人口が当町より多いところもあり、人口減少が今後も見込まれる中で将来を見据えて見直す必要がある」「議員のなり手が少ないことの一因として報酬額が低いことなどが挙げられるので、定数を減らすことと報酬額の増額を同時に検討するべきである」などの意見がありました。

定数が現状のままでいいという意見として、「定数を減らすことは、住民からの多様な意見を聞くという議会の重要な機能が低下する」「次の選挙から公職選挙法の改正により、選挙費用の公費負担が拡大され候補者の負担が減り、立候補する方が増えることも予想されることから、次の選挙の状況を見て無投票となった場合に定数を減らすべきである」などの意見がありました。

そのほかの意見として、「定数の議論の前に、議員としての自覚を持つべきである」などの意見がありました。これまで複数回にわたり協議し委員から意見が十分に出たと思われることから、投票による表決で議員定数を諮ったところ、定数十四人が四票、十二人が八票となり、現在の十四人から二人

減の十二人とすることを確認いたしました。

「議員報酬に関すること」につきましては、県内自治体の報酬額の状況や全国町村議長会が示している報酬額算定モデルなどにより、複数回にわたり特別委員会において比較検討したことから、各委員の考えを表決したところ、報酬額を増額するが十人、変更しないが二人となり、この結果を町長に伝え特別職報酬等審議会の開催を依頼することになりました。

「その他議会改革に関すること」につきましては、常任委員会の所管替えや事務調査の内容について、総合的な見直しを検討していくこととしました。

以上、議会改革特別委員会の協議内容についてご報告いたします。

○議長（小野 稔君）

日程第二十七、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

日程第二十八、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、それぞれ申出のとおり決定いたしました。

日程第二十九、議会改革特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

議会改革特別委員会委員長から会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、それぞれ申出のとおり決定いたしました。

日程第三十、議会広報特別委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

お諮りします。

議会広報特別委員会委員長から会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、所管事務調査のため閉会中の継続調査の申出があります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小野 稔君）

異議なしと認めます。よって、申出のとおり決定いたしました。

これをもって、本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和四年第三回藤崎町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時七分

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 小 野 稔

署名議員 石 澤 貴 幸

署名議員 三 上 道 人

署名議員 阿 部 祐 己